

船舶事故等調査報告書

平成25年9月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013函第17号
事故等種類	運航不能（推進器損傷）
発生日時	平成25年4月4日 08時45分ごろ
発生場所	北海道択捉島南方沖 北海道根室市所在の納沙布岬灯台から真方位056°99海里付近 （概位 北緯44°18.0′ 東経147°43.0′）
事故等調査の経過	平成25年5月23日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 <sup>りゅうおう</sup> 立旺丸、160トン
船舶番号、船舶所有者等	HK1-1242（漁船登録番号）、伊藤漁業株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	推進器翼4枚に欠損、曲損及び擦過傷
事故等の経過	本船は、船長ほか14人が乗り組み、択捉島南方沖で沖合底びき網漁の揚網作業中、本船のロープと共に海中投棄されていた網が引き揚げられ、平成25年4月4日08時45分ごろ、同網が推進器に巻き付いて主機関が停止し、運航不能となった。 本船は、乗組員が潜水して網の除去作業を試みたが断念し、僚船にえい航されて北海道釧路市釧路港へ帰港した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 4 海象：波高 約3m 北海道東方海上に海上強風警報及び海上濃霧警報が発表されていた。
分析	
乗組員等の関与	なし
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、択捉島南方沖で揚網作業中、海中投棄されていた網が推進器に巻き付いたことから、主機関が使用できなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が択捉島南方沖で揚網作業中、海中投棄されていた網が推進器に巻き付いたため、主機関が使用できなくなったことにより発生したものと考えられる。